

国民年金保険料の学生納付特例制度をご存じですか？



熊本西年金事務所 ☎(355)3261
健康・保険課 国保・年金係 ☎(232)4912

保険料を納めることが経済的に困難な所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付の猶予を受けられます。

◆対象者

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

【所得の基準】

128万円+(扶養親族の数×38万円)

◆申請場所

健康・保険課または近くの年金事務所

◆必要書類

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②在学期間が分かる学生証(有効期限、学年、入学年月日の記載など)または在学証明書

③顔写真付身分証明書

(写真なしの身分証明書の場合は2つ)

④失業などの理由で申請を行う場合は、離職票などの失業した事実が確認できる書類

◆注意事項

- ①申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
- ②承認期間は、4月～翌年3月の1年間です。
- ③却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。
- ④令和5年4月分～令和6年3月分までの申請は、4月から受付を開始しています。
- ⑤学生納付特例制度の申請は、申請の時点から2年1カ月前の月分までさかのぼることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などが受け取れない場合があります。

行政相談委員が委嘱されました



総務課 総務法制係 ☎(232)2111

板垣勝幸さん(あさひヶ丘)と佐藤清孝さん(南方)が菊陽町担当の行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、行政運営の改善などに熱意を持った人に委嘱されます。住民の皆さんの毎日の暮らしの中で感じた行政の仕事への苦情や要望などを直接受け付けます。住民と行政のパイプ役となり、その解決、実現のお手伝いをします。相談は無料で、秘密は守られます。

町では、定期的に相談所を開設していますので、気軽にお越しください。詳しい日程は、広報きくよう「ふれあい総合相談」(35ページ)内の「行政相談」をご覧ください。

皆さんの交通安全を守ります！

交通指導員を委嘱しました



危機管理防災課 消防交通係 ☎(232)2110

4月7日に、町長が交通指導員15人に委嘱状の交付を行いました。町長から激励のあいさつがあり、交通指導員を代表して外牧祐史さんが「町民の皆さんに交通安全の重要性を訴え、交通秩序の遵守に貢献することを誓います」と決意表明しました。

交通指導員は、小・中学校登校時の児童・生徒の交通安全確保にあたるほか、交通安全教育などを行っています。



町長と委嘱状の交付をうけた交通指導員の皆さん



副団長
しまかわ たかみ
島川 貴文



副団長
おおつか さとし
大塚 敏



団長
こうし かずひこ
合志 和彦

第2分団



副分団長 分団長
ふるしょう けんすけ たか き しょうた
古庄 健佑 高木 翔太

第1班 上中代	8人	第4班 川久保	14人
第2班 出分	10人	第5班 津留 大塚木	14人
第3班 中代	12人		

第1分団



副分団長 分団長
いまむら ゆうき やの まさき
今村 友紀 矢野 正記

第1班 井口	15人	第4班 曲手	16人
第2班 道明	5人	第5班 馬場楠	16人
第3班 辛川	18人	第6班 戸次	13人

第5分団



副分団長 分団長
はっとり しみや そうま たいら
服部 史哉 相馬 大良

第1班 柳水	12人	第4班 中尾	11人
第2班 入道水	9人	第5班 南方	13人
第3班 古閑原	6人		

第4分団



副分団長 分団長
あかつか しょうた みなみ なおき
赤塚 祥太 南 直樹

第1班 沖野	10人	第3班 新町	14人
第2班 鉄砲小路	18人	第4班 馬場	12人

第3分団



副分団長 分団長
にしずみ けんじ うえはら こうじ
西住 賢二 上原 厚児

第1班 上津久礼	17人	第4班 八久保	6人
第2班 下津久礼	14人	第5班 新山 境の松	11人
第3班 花立	11人		

菊陽町消防団員を紹介しします

人を守る！地域を守る！みんなの笑顔のために！
4月に総勢360人(本部機動隊55人を含む)の新体制が発足。昨年引き続き団長は合志和彦さん、副団長は大塚敏さん、島川貴文さんです。第1分団から第5分団の分団長と副分団長は次のとおりです(敬称略)。



危機管理防災課 消防交通係 ☎(232)2110



消防団員を募集します

あなたも消防団員として活動しませんか。入団を希望する人、興味がある人は気軽にお問い合わせください。

消防団Q&A

【消防団とは？】

消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、非常勤特別職の地方公務員として火災や災害時に消火・救助活動を行います。

【働きながらでも参加できますか？】

消防団員は通常、各自の仕事に就きながら、火災時の活動、平時の訓練、防火啓発活動に従事しています。

保障制度や退職金制度もあります。

【女性も消防団員になれますか？】

現在、県内に約千人の女性消防団員がいます。本町にも18人が在籍し、主に防火啓発活動を行っています。入団をお待ちしています。

危機管理防災課 消防交通係 ☎(232)2110